

【附属機関名称】会議概要

会 議 名	平成30年度第3回足立区地域保健福祉推進協議会
事 務 局	福祉部福祉管理課
開催年月日	平成31年3月27日(水)
開催時間	午後2時00分～午後3時33分
開催場所	足立区役所本庁舎 庁舎ホール
出席者	別紙出席者名簿のとおり
会議次第	別紙次第のとおり
資 料	別紙次第のとおり
そ の 他	

【協議会審議等内容】

(秋山福祉管理課長)

定刻になりましたので、ただいまから「足立区地域保健福祉推進協議会」を始めさせていただきます。

本日は、年度末のお忙しい中、ご出席いただき、厚くお礼を申し上げます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます福祉管理課長の秋山でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

開会に先立ちまして、委員及び傍聴者の皆様にお願いがございます。携帯電話、スマートフォンなどにつきましては、電源をお切りいただくか、マナーモードへの設定をお願いいたします。

また、会議中は携帯電話、スマートフォンにつきまして、緊急の場合を除き、当会議の目的以外での使用はお控えくださいますよう、お願いいたします。

それでは、お手元の資料の確認をさせていただきます。

事前に送付させていただきましたのは、報告資料1から2まで、情報連絡1から21までがダブルクリップでとめてあるものでございます。

また、別添といたしまして、情報連絡1-1の資料「未来へつなぐあだちプロジェクト 足立区子どもの貧困対策実施計画」。

情報連絡2-2の資料「今回の見直しによる所得階層別に見た手取り額の増減影響のイメージ」。

情報連絡11-1の資料「あだち幼保小接続期カリキュラム」。

以上、3点をお送りさせていただいております。

本日、お持ちではない場合は、事務局に用意がございますので、挙手をお願いいたします。

また、本日の席上配付資料でございます。

本日の会議次第、協議会委員名簿。

右上に「報告資料1-2」と書いてある資料

「つながりで育む安心 笑顔の将来」、こちらの冊子になります。

それと、報告資料3から6まで。これはクリップでとめてある資料になります。本日、配付させていただいている資料でございます。

不足している方がいらっしゃれば、挙手をお願いいたします。

大丈夫でしょうか。

質問票をお持ちの方で、まだ提出されていない方がいらっしゃれば、挙手をお願いいたします。

それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。

この協議会は、協議会条例第6条第2項により、過半数の委員の出席により成立いたします。現在、過半数に達していますので、会議は成立しております。

初めに、このたび新しく委員になられた方をご紹介させていただきます。

お名前をお呼びしますので、恐縮ではございますが、自席でご起立をお願いいたします。

足立区住区センター連絡協議会副会長、本田博様です。

(本田委員)

よろしくをお願いいたします。

(秋山福祉管理課長)

よろしくをお願いいたします。

それでは、酒井副会長、議事の進行をお願いいたします。

(酒井副会長)

本日は、諏訪会長が急遽出られないということで、私、酒井が進行をさせていただきたいと思っております。

ただいまから平成30年度第3回「足立区地域保健福祉推進協議会」を始めます。

本日の議題はお手元の次第のとおりです。なお、議題のうち、情報連絡事項については、時間の都合上、説明を省略いたします。皆様から活発

なご意見、ご質問をいただくためにも、迅速な会議進行にご協力いただきますよう、よろしくお願いたします。

なお、この協議会の委員名や会議録などは、区民の方へ公開することになります。議事の記録の関係上、ご発言の前にお名前をお願いしたいと思います。

それでは、報告事項(1)で「『足立区地域包括ケアシステムビジョン(案)』に関するパブリックコメントの実施結果及び『足立区地域包括ケアシステムビジョン』の策定について」を、伊東地域包括ケア計画担当課長から説明をお願いいたします。

(伊東地域包括ケア計画担当課長)

地域包括ケア計画担当課長の伊東でございます。

私からは案件の1について、ご報告させていただきます。

報告資料1をご覧ください。

件名については、記載のとおりでございます。

前回の当推進協議会におきまして、足立区の地域包括ケアシステムビジョンの案をお示しさせていただきました。その時点では、その案についてパブリックコメントを実施している最中でありました。そのパブリックコメントを昨年の12月12日からことしの1月11日にかけて行ったもので、その結果のまとめと、そのパブリックコメントの結果を踏まえての確定をした、足立区としてのビジョンを今回お示しさせていただきます。

まず、パブリックコメントの結果でございますが、資料の2ページから5ページにかけて記載させていただいております。

パブリックコメントについては、5名の方から延べ15件、全15件の意見をいただきました。

パブリックコメントの意見を受け、案でお示しをしていたビジョンの内容について、全面的

に改定しなければならないというようなものは、ございませんでした。ただ一部、意見を踏まえて修正したところもございます。

例えば、資料の5ページの一番最後、13番と書かれているところで、ビジョンの柱で言うと15という柱の中に、本人の意思に基づく専門的支援というものがございます。

従前の案に書かれていた内容としては、意思決定支援というところが、医療機関の方々が中心というように読めるような内容になってございましたが、パブリックコメントの意見の中では、意思決定支援というのは、医療機関ももちろんなのですが、介護施設や在宅支援にかかわる事業者の方々もかかわるものがあるので、そこを踏まえてほしいというような趣旨のご意見をいただきました。

私どももそうした意見も踏まえまして、今回確定した案の中では、高齢者ご本人の意思決定支援は、医療機関のみならず介護事業者の方々など、それぞれの立場においてご本人の意向を聞いて考えていくというような内容に変えさせていただいております。

表現としては「各専門機関による終末期の相談対応」というような記載にさせていただいております。

その他のパブリックコメントの意見につきましては、後ほどご覧いただきたいと思っております。

そして、本日、机上に配付させていただきました「1-2」と書かれている足立区地域包括ケアシステムビジョンの冊子が、今回、確定をした内容になってございます。

2枚お開きいただきたいのですが、前回の案にはなかった、地域包括ケアシステムというのはどんなものなのかというのを、1枚の絵の中でわかりやすくするために、見開きでイラストを加えさせていただいております。

このような高齢者の方々を支えるような施策を、区内さまざまところで展開をしていくよ

うなイメージを持っていただきたいという趣旨で加えさせていただきました。

詳しい内容については、後ほどご一読いただきたいと思っております。

今後なのですけれども、このビジョンの考え方に沿った具体的な事業、どんなものを進めていくのかというところもあわせて考えて参ります。その形につきましては、各分野別の計画等の中でお示しをしていくというようなことになろうかと思っておりますので、その際はまた皆様方にもお示ししながら考えていきたいと思っております。

雑駁ではございますが、私からの報告は以上です。

(酒井副会長)

それでは、続きまして、報告事項(2)の方に入りたいと思っております。

「(仮称)医療的ケア児ネットワーク協議会の設置について」を、山崎障がい福祉課長からご説明をお願いいたします。

(山崎障がい福祉課長)

山崎です。よろしくお願いいたします。

「(仮称)医療的ケア児ネットワーク協議会の設置について」をご報告させていただきます。

足立区第1期障がい児福祉計画に基づきまして、関係機関が医療的ケア児の支援につきまして連携を図るための協議会につきまして、設置をすることといたしましたので、報告いたします。

協議の内容につきましては、医療的ケア児の実態の把握、また、各事業所、部門での課題の取り組みの情報共有、国・都の支援の現状と方向性の共有、また、足立区の支援に関する意見の聴取等を予定しております。

委員の構成でございますが、学識経験者、医療・保健・福祉関係機関、学校、家族会、庁内関係部署で委員を構成して、おおむね25名程度を予定しております。

スケジュールでございますが、1月、3月に第1回、第2回の庁内の検討会を開催させていただきました。

この後、庁内検討会と外部委員を合体した形で、6月に第1回の医療的ケア児ネットワーク協議会を開催したいと考えておりました。予定としては、年2回ぐらいを考えております。

私からは以上でございます。

(酒井副会長)

それでは、続きまして、報告事項(3)に入ります。

「家庭的保育事業の認可手続きについて」を、菊地子ども施設入園課長から説明をお願いいたします。

(菊地子ども施設入園課長)

子ども施設入園課長の菊地でございます。よろしくをお願いいたします。

私からは、本日席上配付させていただいた報告資料3「家庭的保育事業の認可手続きについて」をご説明させていただきます。

本件は、家庭的保育事業、いわゆる保育ママの認可手続となります。

まず、保育ママの認可手続を行うにあたりまして、児童福祉法第34条の15第4項の規定に基づきまして、子ども支援専門部会にて意見聴取を行う必要がございました。

このため、3月20日に開催された専門部会においてご審議いただき、本日はその結果についてのご報告となります。

まず、審議結果につきましては、1番の「審議結果」をご覧くださいなのですが、認可手続につきましては、異議なく承認されております。

次に、今回、認可を行う理由につきましては、2の付議事項の(1)に記載のとおり、3事業者について、平成31年度から認可要件である給食提供の実施の見込みが立ったためとなっております。

なお、認可者である区が、基準に基づき審査し

た結果、3事業者とも認可基準に適合しており、運営に問題がないことを確認しております。

詳細につきましては次ページ、報告資料3-1「家庭的保育事業審議資料」をご覧くださいと思います。

最後に、認可の年月日につきましては、4に記載のとおり、平成31年4月1日となります。

私からの説明は、以上となります。

(酒井副会長)

ありがとうございます。

続きまして、報告事項4です。「特定教育・保育施設（認可保育所）および特定地域型保育事業（家庭的保育事業）の利用定員の確認について」を、會田子ども施設整備課長から説明をお願いいたします。

(會田子ども施設整備課長)

子ども施設整備課長の會田です。よろしくお願いたします。

報告資料の4をご覧ください。

件名は「特定教育・保育施設（認可保育所）および特定地域型保育事業（家庭的保育事業）の利用定員の確認について」でございます。

こちらにつきましては、来月4月1日及び6月1日に開設・開園を予定しております、認可保育所、それから、いわゆる保育ママ、そちらの利用定員等の状況を地域ごとにご報告して、それにつきまして3月20日の子ども支援専門部会にて意見聴取を行いましたので、そちらのご報告となります。

次のページの報告資料4-1をご覧ください。

こちらに子ども支援専門部会にて意見聴取を行った内容を記載させていただきました。

次のページ、報告資料4-2以降に、各地域ごとの保育定員の過不足の状況というものを、資料を添付してございますので、こちらは後ほどご覧いただければと思います。

それでは、報告資料4-1にお戻りいただきまして、ご説明いたします。

「意見の内容」でございます。まず、(1)、提供区域4（綾瀬／佐野地域）及び、提供区域7（江北／興野・本木／西新井西側／鹿浜／舎人地域）においては、「量の見込み」に対して「保育供給量」が過剰になっているのではないかとのご意見をいただきました。

また、(2)、2号保育（3～5歳児）の子供がいないときは過剰に保育士を雇わないで済むように、区は利用定員の弾力的運用を検討すべきとのご意見をいただきました。

(3)、「量の見込み」算定後の事由による保育需要の増加量について、区はどのぐらい予測しているのか、次回からは資料上で具体的に提示すべきと意見をいただきました。

(4)、3歳児以上については幼稚園などの選択肢もあるため、区は10年・15年スパンの人口動態を含めた長期的な見通し及び取り組みについて、考え方を示すべきとの意見をいただきました。

最後に(5)、保育園をつくっても利用されなければ待機児童は減らないので、需要が発生する新規マンションの近くに保育施設を整備すべきとのご意見をいただきました。

なお、この(1)の利用定員の過剰ではないかというご意見につきまして、我々の方でご回答した内容が、最後に記載してございます。

この「量の見込み」につきましては、国の手引きに基づきまして、調査時点の利用意向率を基本として算出しております。ニーズ調査を実施したのが2017年11月、それ以降の女性就労の増加や大規模住宅開発による保育需要の高まりを反映できないという限界がございます。

このため、区では地域ごとの大規模住宅開発計画や、妊娠届出時の意向調査結果等を踏まえて、保育需要の高まりを反映した上で「足立区待機児童解消アクション・プラン」を毎年改定いたしまして、具体的な整備計画を策定しております。

こうしたことから、配付資料の上では整備量が多く見えているものの、実際にはここまでの余剰は出ないものであるというように、お答えをさせていただきました。

私からは以上でございます。

(酒井副会長)

続きまして、報告事項(5)です。

「特定教育・保育施設(私立幼稚園)の利用定員の確認について」を、松野子ども政策課長から説明をお願いいたします。

(松野子ども政策課長)

皆様こんにちは。子ども政策課長の松野でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

私からは報告資料5について、ご説明をさせていただきます。

特定教育・保育施設、特に私立幼稚園の利用定員の確認ということで、子ども支援専門部会の方で、3月20日の日にご意見を頂戴するということになっておりました。

特にこの件につきましては、ご意見は頂戴しておりませんが、概要だけご報告させていただきます。

対象になる幼稚園が城北幼稚園でして、こちらの認可定員が140名でございますけれども、利用定員として120名という設定をすることでございました。

先ほどと同じようにニーズ調査、平成27年度以降、教育の量の見込みに対する供給量なども量っているところでございますが、十分にその量が確保されているようなこともございまして、今回の利用定員を設定することに特に問題がないということでございます。

以上、報告でございます。

(酒井副会長)

ありがとうございます。

続きまして、報告事項の最後です。(6)「児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検の結果について」を、高橋こども家庭支援課長から説明を

お願いいたします。

(高橋こども家庭支援課長)

こども家庭支援課長の高橋でございます。

右肩資料、報告資料6をご覧くださいと思います。

件名は「児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検の結果について」でございます。

野田市の事件を受けまして、国が各自治体でのお子さんの緊急点検をするようにとの通知がありました。関係所管で点検を行った結果につきまして、報告させていただくものでございます。

1のところ、緊急点検の概要についてで、

(1)、学校・幼稚園・保育園等における在籍児童、学校とか幼稚園・保育園などに在籍しているお子さんの緊急点検ということでございますが、公立小中学校、幼稚園、保育所等に在籍している児童、及び児童発達支援サービスを受けている児童のうち、2月1日から14日まで一度も登園・登校していない児童について、各学校さんや幼稚園さん等々から家庭訪問等による面会をするというものでございます。

2点目でございます。児童相談所とこども家庭支援課におきまして、虐待ケースとして進捗管理をしているケースにつきましての緊急安全確認です。

虐待を主訴とした在宅指導中のケースについて、直接面接、または関係機関による安全確認を実施するという状況でございます。

以上の点検結果の概要につきまして2でございます。

(1)、学校・幼稚園・保育園等による在籍児童の緊急点検結果でございます。

最終的には数字はこのような状況でございます。

対象児童数、2月1日から14日まで一度も会えなかったということで、合計159名でございます。その159名のお子さんたちに、その

後、アプローチして、最終的に会えていないというのが、小学校16、中学校33、保育園10というような状況でございます。

会えなかった児童の例でございますが、不登校等の状況にあって、メンタル的に配慮が必要というような状況の中で、継続的にアプローチをしているお子さんがほとんどでございます。

あとは海外へ出国しているというようなお子さんとか、あと、里帰り出産というような状況でございます。

2点目、こども家庭支援課による虐待ケースの安全確認でございますが、対象ケース344のうち、最終的に確認できていないというお子さんが8名です。

1名は医療支援につなげる予定の児童という状況でございます。

あとは所在調査中ということで、海外への出国等々の児童でございます。

あとは継続的にアプローチをしているという状況でございます。

なお、今回、確認できなかったお子さん等々、59名プラス8でございますが、全件、私たちのところで過去の経歴等々を確認しまして、野田市とか目黒区での事例のように、一時保護から帰ってきているような事例はございません。リスク的には低いと判断しているものでございます。

こういった方々について、継続的にお子さんへのアプローチを進めていくというような状況でございます。

私からは以上です。

(酒井副会長)

ありがとうございます。

報告事項(1)から(6)について、事前の質問等は出ておりますでしょうか

(秋山福祉管理課長)

質問は、ございません。

(酒井副会長)

それでは、報告事項の(1)から(6)につきまして、各委員からのご意見、ご質問を承りたいと思います。

それでは、質疑応答に入ります。ご意見いかがでしょうか。

お願いします。

(畠山委員)

花畑北中学校PTA会長の畠山です。よろしくお願ひいたします。

ただいまありました報告書6のほうで、緊急点検をされたということで、子供たちに会ったということなのですが、その際、例えば、体にあざがあるとか、そういったことというのは確認はされましたでしょうか。

(酒井副会長)

お願いします。

(高橋こども家庭支援課長)

こども家庭支援課よりお答えさせていただきます。

さすがに全部服を脱がせてというところまではしていませんが、お子さんが話す状況の中等々での確認でございます。

(畠山委員)

袖をめくってとか、そういう確認はしていないのですか。

(高橋こども家庭支援課長)

そこまではしていません。

ただ、一番虐待で心配な、首から上のあざ等々については、目視できる状況でございますので、そういったところは、点検していただいております。

(畠山委員)

わかりました。

(酒井副会長)

その他にいらっしゃいますか。

どうぞ。

(奥野委員)

報告資料1のところで、ちょっと教えていた

だきたいなと思いました。

3ページのところで、上から2、3とあるうちの3の意見に対する区の考え方の中に、5行目のところで「身体・認知・障がいの状態」と書かれているわけですが、身体と認知と障がい、3つの用語が列記されているわけですが、ここで言う「障がい」というのはどういう意味か教えていただけますでしょうか。

(伊東地域包括ケア計画担当課長)

地域包括ケア計画担当課長の伊東でございます。お答えさせていただきます。

こちらの障がいの状態というところで、何か具体的な状態の想定はしていません。

ただ、ビジョンの考え方の中で、例えば、要支援、軽度期では、要介護度であれば、要支援1から要介護度2程度ということ想定しております。

障がいの方で、区分はさまざまあると思うのですが、その障がいの程度を介護保険の要介護にあてはめたとすれば、要支援1から要介護度2程度と同等の支援が必要の方というようなことを想定しているというところがございます。

(奥野委員)

そうしますと、この足立区の地域包括ケアシステムというのは、対象者は、やはり介護保険の対象となる65歳以上の高齢者を対象としたものであるという説明に受けとれたわけですが、国としては地域包括ケアシステムは高齢者だけではなくて、障がい者も全て含めて考えるようにという通知が出ているということ、前回の委員会でも申し上げましたが、現在、足立区の中でできているビジョンというのは、やはり高齢者のみに限定しているということでしょうか。

(伊東地域包括ケア計画担当課長)

地域包括ケア計画担当でございます。

今回お示しをしたビジョンについては、念頭に置いているのは、高齢者の方でございます。た

だ、国の方の考え方、地域共生社会というところにつなげていくのは、我々も承知をしているところで、まずはこの高齢者のところの体制づくりというものをやった上で、その考え方とか方策というのは、当然、障がい者等要支援者の方々への配慮等々につながっていくと考えております。まずは、高齢者のところを整えましたが、今後、障がい等に発展していくようなところを目指していきたいと考えております。

(奥野委員)

ありがとうございました。

今回の2つ目の報告事項で、医療的ケア児ネットワーク協議会ができるということは、本当にすばらしいことだと思っています。これらの対象者も、やはり本来、地域包括ケアシステムの中に入るべき対象者ですので、将来的には、この医療的ケアを必要とするお子さんも含めた地域包括ケアシステムに発展することを希望しています。ありがとうございました。

(酒井副会長)

報告事項を1つずつやるべきなのか、あるいはまとめてなのかと、ちょっと考えていまして、今、報告事項(6)と(1)と(2)が出たかと思うのですが、議論が広がり過ぎないように、まず(1)と(2)と(6)について、ご意見がある方は出していただくというようにしたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

まず、この3つでお願いいたします。

お願いします。

(前野委員)

区議会議員の前野です。

先ほどもお話がありましたけれども、児童虐待に疑われる事案に係る緊急点検の結果ということで、その中で会えなかった児童の状況を見ると「不登校等の状況にあり継続的アプローチをしている児童」と、これは今後、この方々に対してはどのような取り組みをされていくのか、お伺いしたいと思います。

(酒井副会長)

お願いします。

(高橋こども家庭支援課長)

この「不登校等の状況にあり」というところでございますが、今、学校の中でも不登校の関係はスクールソーシャルワーカー等々を含めて、学校を中心にお子さんにアプローチしていく、登校に向けての対応を進めております。それを丁寧に1件ずつ継続してやっていくというような状況でございます

(前野委員)

ありがとうございます。

そうしたアプローチをする中で、報告はどのように受けて、また、いろいろ専門家が集まって、その子に対する今後のアプローチは、こうしたらいいだろう、ああしたらいいだろうと、そういった協議体というのはしっかり設けているのですか。

(高橋こども家庭支援課長)

協議体というか学校の中で、今、全校にスクールソーシャルワーカーが配置されておりまして、スクールソーシャルワーカーを中心に関係機関につなぐというような形でのカンファレンスをしている状況ではございます。

(前野委員)

ありがとうございます。

一つ心配しているのは、従前からかかわっている人ばかりでの、さまざまな問題点を出し合うだけではなくて、やはり違った角度から、今までと違う見方をしていなかったかどうか、同じ見方をしていなかったかどうかをチェックしながらしていかないと、やはり前に進まないところもあるのではないかと思ったもので、お聞きしました。この点はいかがでしょうか。

(酒井副会長)

(高橋こども家庭支援課長)

今、こども支援センターの中で、家庭の問題を私どもこども家庭支援課、心理的な部分、教育相

談分、スクールソーシャルワーカーを含めた教育相談とか、あと、発達での課題のあるお子さんについても、可能性の部分については、私どもセンターの中の支援管理課の方が対応しております。

そういった中で、今、そこには指導主事も配置されておりまして、その指導主事を中心としながら、関連の情報を共有しながら、いろいろな見立て、私どもは割と福祉的な見立て、教育相談は心理的な見立て、発達の方も心理的な見立て等々を含めて総合的に対応していくというような状況ではございます。今後とも、そうしたものを一つ一つ地道に継続しながら対応していくように考えております。

(酒井副会長)

では、お願いします。

(白石委員)

報告資料4のところで、虐待が疑われる児童というのを調査したということですがけれども、先般の新聞に、所在不明の児童というのは大体全国で3,000人ぐらいいるのだらうと。足立区の人口で言うと15名ぐらい所在不明、虐待が疑われるのではなくて、所在不明という児童がいるということが推測されるわけですがけれども、この調査の中にはそういう調査は入れなかったのですか。

(酒井副会長)

お願いします。

(高橋こども家庭支援課長)

今回の調査につきましては、在籍児童を中心としておりますので、所在不明は入っておりません。

所在不明につきましては、昨年の8月に国の方から、未就園児さんを含めて全件確認するような形で私どもの方に来ておりまして、全件確認しました。

概要についてなのですが、当初、やはりわからなかった人数は100名強いました。うち80

名ぐらいが海外に出国というような状況でございます。あとは1件ずつ確認しながらという形で、最終的に、今、足立区で所在不明という方はいません。

ただ、1点なのですが、今回の緊急点検の中で、下のほうに「所在調査中の児童」と出ています。その児童なのですが、実は1カ月ほど前から、お母さんとお子さんで所在がわからなかったというような状況だったのですが、私どもの方で親族等々に当たって、近隣区に住んでいるということがわかってというような形で、時々所在不明という方は出てくるのですけれども、常に私どもが追いかけて行って、必ず所在は確認しているような状況でございます。

(酒井副会長)

どうぞ。

(前野委員)

それと、虐待の関係で保育園、幼稚園も調べていますよね。私たちは何回も歯科医師会と相談をして、虫歯を全然治さないご家庭があったら、虐待が疑われるのではないのかということは何度か指摘してきたわけですが、その辺の話は歯科医師会とは先に進んでいるのですか。

(高橋こども家庭支援課長)

私どもが中心となりまして、足立区要保護児童対策地域協議会というのがあります。歯科医師会さんの方も入っております。先日も歯科医師会の代表の方と話をしているようなところはございます。

ちょうど1件、最近あった事例なのですが、やはり未就学児、まだ年中さんのお子さんと9本虫歯というようなお子さんの例について話を聞いたりしているところではございます。

その家庭についても、私どもの方から少しアプローチするような形で対応はしていております。通報については、一つ一つ地道に対応して進めていきたいと考えております。

(酒井副会長)

他に、いらっしゃいませんか。

議員の先生もよろしいのですが、一般の委員の方はいらっしゃらないですか。

お願いします。

(細井委員)

高齢者在宅サービスセンターの細井でございます。

私の方からは、報告事項の(1)のところの、地域包括ケアシステムビジョンについて、お伺いをさせていただきます。

私たちは、私自身も介護の現場で行っている者なのですが、そういった介護の視点でやっている者にでも、この地域包括ケアシステムについて理解することは、すごく難しい。なかなか本当にわかりづらいという思いがございます。

私どもの法人の中においても、地域包括ケアシステムの勉強会というものを職員を対象として行ってはいるのですが、なかなか全体像を理解するのが難しいということもございます。

そういった中で、今回、地域包括ケアシステムのビジョン案というものを、ご苦労されながらまとめられたわけですが、こういった状況下のケアシステムを、どういう形で区民の方々にわかりやすくこれから説明をされていくのか。

また、一方で、医療や介護の専門職、専門機関などに区の考え方を周知されていくのか、ここがしっかりと伝わっていかないと、この地域ケアシステムビジョン計画というものは、恐らく進んでいかないと考えておるのですが、いかがでございましょうか。

(酒井副会長)

行政からお願いします。

(伊東地域包括ケア計画担当課長)

地域包括ケア計画担当課長でございます。

ご指摘ありがとうございます。本当にその通りだと思います。

地域包括ケアシステムという考え方というの

は非常に奥が深いというか、私もこの分野を担当させていただいて、これは理解するのも難しいし、伝えることも本当に難しいなと改めて感じております。

区民の方々と包括ケアシステムにかかわっていただく方々、それぞれにご説明さしあげるアプローチというのは、おのずと異なってくるのかなとも思っています。

区民の方々については、地域包括ケアシステムそのものの仕組みはこうなのですよというところをご理解いただくというのはなかなか難しいと思っておりますので、本当により具体的な、例えば、認知症の施策でみんなで取り組んでいたきたいようなこととかをお示ししながら、実はこれは地域全体で高齢者の方々を支えていく一つのパーツなのだと。行く先には地域包括ケアシステムというものがあるのだよ、というようにお示しの仕方をしていくような形になるのかなと思っています。本当に具体的なものをまずご理解いただくというようなところでは。

専門機関の皆様方については、ある程度、やはり地域包括ケアシステムということの、難しくはあるとは思いますが、筋というかそのあたりのご理解はあろうかと思っておりますので、このビジョンの案等を使いながら、足立区が取り組もうとしていること、そして、各専門機関の皆様が今後取り組もうとしているようなものとかの意見交換等を重ねながら、お互いの共通理解を深めていくというようなところで、進めていきたいなと、現在、思っているところでございます。

(酒井副会長)

よろしいですか。

この点に関しては、パブリックコメントの意見の数が15件ということで、やはりこの少なさというものは、先ほどもご質問にあったとおり、やはり難しいという点があると思っておりますので、広報のほうなり、周知のあり方については、行政の方で今後も検討していただきたいと思いますし

ます。

それでは、他の件、いかがですか。

お願いします。

(浅子委員)

区議会議員の浅子です。

改めて、先ほどの報告資料の虐待問題なのですけれども、ちょっと確認をしたいのですが、この中の「点検結果」の(1)というのは、2月1日から11日まで一度も学校に来なかったという子供たちを訪問したということで、この159人が虐待の疑いがあるということではなくて、とにかく状況がわからないということで調べた結果、59人が会えなかったということですから、100人とは会えたということですね。

100人の子供たちは虐待の可能性はないというようなお話だったと思うのですが、そうしますと、先ほども前野議員からもお話がありましたけれども、この「不登校等の状況にあり継続的にアプローチをしている児童」という会えなかった児童はいるわけですが、この子供たちも含めてスクールソーシャルワーカーさんの方で登校をできるような働きかけというのですか、これからしていくという対象ということで理解してよろしいでしょうか。

(酒井副会長)

お願いします。

(高橋こども家庭支援課長)

こども家庭支援課からお答えさせていただきます。

委員のおっしゃるとおりでございます。野田の事件が、そもそも長期的に学校に来なかった子がああいう事態だったというようなところを踏まえて、今回このような調査という形で、この159名が虐待だということではなくて、単に休んでいたという中で、100名の子が会えたという状況でございます。

残りの59名についてなのですが、おっしゃるとおりで、会うことは物理的には可能かもし

れないのですが、やはりメンタル的なところがある方に、ずけずけと入って行って会うということもいかなものかというところがあります。

この59名の方なのですが、私どもの対応履歴の中で、重篤な履歴のあるお子さんはいません。過去にそういった履歴のある方はいないので、リスク的にはそう大きくないという判断のもとで、継続的に不登校対策としてのアプローチをして登校に結びつける、あるいは居場所支援等々につなげていくというような対策をしている状況でございます。

(浅子委員)

そうしますと、100人の方の児童をあえて、100人が全て、この2月1日から14日まで不登校だけれども、継続した不登校の児童ということでもないわけですか。

この100人も不登校ということで対策をとらなければ、今回、新年度でスクールソーシャルワーカーの体制も強化をするというお話もあるのですが、一人一人に対応するというと、さらなる強化が必要なのではないかと思ったりはするのです。

(酒井副会長)

お願いします。

(高橋こども家庭支援課長)

この159名なのですが、全てが不登校ということではなくて、一時的にいなかったという、下のほうにも「海外に出国している」ということで、長期的に海外に行っているようなお子さん等々も含めてでございます。

不登校の子も含まれている状況であるのですが、今回、こうやって学校さん等々がアプローチして会えたということは大きな成果だったというように私などは考えるのです。

こういった会うことから始めて、コミュニケーションをとる中で、居場所なり学校なりにつなげていくことが大切だと思っております。今後とも同じように、継続してという形で考えて

いるところですよ。

(浅子委員)

あと、(2)のほうは、こども家庭支援課によって虐待ケースの緊急安全確認ということで、一回か何かは虐待があったというケースのお子さんというように考えてよいと思うのですけれども、そうしますと、やはり、この医療支援につなげる予定の児童とか、あと、継続してアプローチ中の児童とか、やはり、そこら辺も非常にこれから重要な対策が必要かと思っているのですけれども、そのことはどうなのでしょう。

(高橋こども家庭支援課長)

ここの「医療支援につなげる予定の児童」というのは、実は上の2(1)中学校の中の33の中の1名なのですが、お子さんに特に配慮を必要とするというようなところで、私どもも親御さんとは話ができていたのだけれども、お子さんへのアプローチをすごく慎重に考えている状況のお子さんです。

兄弟とかもいまして、そちらのほうから話を聞いている状況もありますので、緊急度が高い、ハイリスクという状況ではない。ただ、支援は必要とするということで、継続的にはやっていくというようなところですよ。

一番下の継続的なアプローチなのですが、やはり、親御さんにもいろいろな親御さんがいて、私どもは本人からのニーズに基づいて会いに行くのではなくて、支援が必要だろうということでアプローチしていく業務ですよ。

ある意味、拒まれてしまいますと、我々の支援が途切れてしまいますので、機を見て、状況を見て、丁寧にアプローチしていく中での3名に会えていないという状況でございます。リスクが高いと判断してしましたら、それはまた別の対応になっている状況でございます。そういう意味ではリスクが高いとは考えていない状況でございます。

この344名ですが、私どものほうに虐待通

報があった事例なのですが、当初はリスクは高く考えていくのですが、継続的に見ていく中で、だんだん家庭の状況がわかっていく中で、リスクの度合いを考えて、それほど高くないと考えている事例でございます。

(酒井副会長)

ありがとうございます。

報告事項よりかは、重い課題ですので、どうしても集中して出かねないものかと思っています。

一般の委員の方で、報告事項(1)と(2)と(6)について、ご意見ありますか。

お願いします。

(野辺委員)

今の報告事項(6)の件なのですが、継続的にアプローチをしている児童ということなのですが、継続的にというのは、どの程度の頻度ですか。

(酒井副会長)

お願いします。

(高橋こども家庭支援課長)

まず、上の不登校関係ですが、それぞれお子さんによって状況が違いますので、私の知っている不登校の事例では、先生が2週間に1回、家庭に訪問して、それでも最初のうちは会えなくて、だんだん会えるようになった事例から、やはり、まず最初は少し距離を置いて、少し時間を置いてから行っているというような事例とか、その頻度というのは個々ばらばらの状況です。

下の方の、私どもが継続的にアプローチしているものなのですが、我々は月1回は必ずアプローチするような形では考えています。

(酒井副会長)

よろしいですね。

お願いします。

(畠山委員)

畠山です。

不登校児の数は、ここに出ているよりも本当はもっと多い人数がいると思います。今、学校の

状況を見ていますと、全然こんな人数ではないと思っております。

こちらとはまた別に、軽い事例とされていて、それでお子さんが亡くなってしまうというのが繰り返されておりますので、余り軽く見ていただかないほうがよろしいかなというのが、私の意見です。

それとは別に、報告資料2と1の方なのですが、けれども、包括ケアシステムビジョンの方に、報告資料2の医療的ケア児ネットワークの方も含まれていくようなお話が先ほどあったと思うのですが、それは時期的にいつぐらいになるのかということをお聞きしたいかと思えます。

それはなぜかという、ばらばらに考えて、ばらばらに動いていく時間が長ければ長いほど、統括的に見るのが難しくなっていると思うので、まずは年配の方からというお話なのですが、私としては障がい児、障がい福祉の方も早いうちに一緒に入れて、ダイバーシティーではないですが、全てを垣根のないように早いうちにやっていただけたらいいなということで、いつぐらいかということをお聞きしたいかと思えます。

(酒井副会長)

お願いします。

(高橋こども家庭支援課長)

家庭支援課から一点。今、委員がご指摘いただきましたリスクについてでございます。

本当に委員のおっしゃるとおりでございます。リスクは今低いと思っても、翌日にはハイリスクになっていることがあります。

野田の事例に限らず足立区でも死亡事例がありましたし、リスクというのは常に動くものなということで、そういった家庭環境の変化があったときには、すぐに我々のほうに情報が来るような関係機関との連携というのを、今後とも継続して深めていこうと思っております。ありがとうございます。

(酒井副会長)

お願いします。

(伊東地域包括ケア計画担当課長)

地域包括ケア計画担当課長でございます。ご意見ありがとうございます。

障がいの方々の考え方を、高齢者の方々の考えに融合していくというところが、いつ頃なのかというところは、今の時点で問われた場合に、明確にいつからその形で進めていきますということは、大変申し訳ないことに、確約ができないものでございます。

ただ、今後の方向性として、支援が必要な方々のケアというのは、考え方が共通する部分は当然でございます。この包括ケアシステムに障がいの方々の考えを入れるかどうかというよりも、今の時点での障がいの方々への支援の方法で、高齢者向けの包括ケアシステムビジョンのコンセプトというか、今回、一番打ち出したかったところが、このビジョンのタイトル案にもあるのですけれども、つながりというところを今回掲げさせていただいています。

つながりというのは、対象の方をケアをする、それは専門職のお医者さんであったり、介護の事業者さんであったり、それぞれ連携をしながら支援をしていくということもありますし、地域の方々等ともつながりを持って支援をしていくという考え方を今回打ち出しております。

これは、あらゆる福祉の分野に共通する大切な視点でございますので、こうした考えは、今後の障がいの計画等々にも考え方としては当然反映していくという形になろうかと思えます。

将来、その共通している考えみたいなところを統合した形の、区としての全体的な福祉の視点というところは、何らかの形でお示しをしていくことにはなろうかと思うのですが、今の時点でそれがいつかというのは、大変申し訳ないですが、まだ決まっております。

(畠山委員)

ありがとうございました。

(山崎障がい福祉課長)

今の説明に補足でございます。障がい福祉課長の山崎です。

医療的ケア児の協議の場というのは、国の方がつくるようにというお話がございまして、足立区障がい児福祉計画の中に盛り込ませていただいて、今回、進めるという形になるわけですが、これとは別に足立区の障がい児福祉計画、あと、障がい福祉計画、これは3年のスパンで回っておりますので、次の計画のときには、障がい者の高齢化した部分についても、ある程度反映していかなければいけないと認識しておりますので、その中でやっていきたいと考えております。

(畠山委員)

ありがとうございました

(酒井副会長)

ビジョンに関しては、高齢福祉も障がい福祉も共通部分はあると思うのですが、多分、委員の質問は、異なる部分、押さえなければいけない部分があるということだと思いますので、共通項はあるにしても、障がい者に向けたビジョンというものもつくるという方向で動いていただければと思います。

それでは、報告事項(3)(4)(5)の保育と教育の方についての意見、質問に入りたいと思います。

委員の方、よろしく願いいたします。できれば一般委員の方から。

一般の委員の方に考えているうちに、議員の方を含めてお願いしたいと思います。

(白石委員)

自民党の白石です。

この報告事項に直接関係があるかどうか非常に疑問なのですが、実は環境部の持っていた土地が、保育園を建てるということで募集したのです。保育園が決定して、来年の4月1日

から開園ということになったときに、最初の話では、3月から地盤調査をやっているという話だったのです。3月からやれば来年の4月まで間違いなく建つと。

ところが、環境部と子ども家庭部の間の話がうまくいっていなかったのかどうかわかりませんが、3月いっぱいだめです、4月もだめです。4月の終わり頃だったら、何とか私たちの土地になるからと。これは環境部も子ども家庭部も、どちらが持っているように足立区の組織なのです。

片方がいいと言っているのに、片方がだめだということで、現実にはその社会福祉法人が、このまま行ったら来年の4月1日に開園できないということで、相談に来たのです。

こういうことを、縦割り組織の中であちらだこちらだということ無責任に言い合っていたのでは、絶対に区民のためにならない。特に、今、近藤区政の中では、待機児ゼロにするというのは大きな政治目標なのです。そういう意味では、これを遅延させるようなことが絶対ないように、各部長が、そういう意味でちゃんとした姿勢であたってもらわなければ困ると思うのですけれども、どうですか。

(酒井副会長)

お願いします。

(會田子ども施設整備課長)

子ども施設整備課長の會田よりお答えいたします。

そちらの土地ですけれども、まず、清掃事務所の解体工事を、この3月、先週まで行っておりましたので、その契約期間中はまだ我々の方も地盤調査には入れないことをお話ししていました。また、土地の契約については、5月以降になってしまうというお話もしておりました。

ただ、地盤調査は、5月からではないと入れないということではなくて、4月からは入れるような準備をしておりましたので、その辺がまだ

事業者と意思疎通ができていなかった点について申し訳ございませんでした。

実際には、来月から地盤調査に入って、保育園整備が遅れないように着手できると思いますので、よろしく願いいたします。

(白石委員)

結局、4月1日からできることにはなったのですね。4月1日から地盤調査ができれば、来年の4月1日に開園できるということで、この問題は少なくとも解決したのです。

ところが、今、言うように、環境部だ何々部だということで、たらい回しにされると、一般の人たちは本当に困りますから、ぜひ、このことについては、しっかりと全体の調和がとれるような方向で、一般のそうした区民にも対応いただきたいと思います。これは要望です。

(酒井副会長)

では、そのほかに委員の方、ご質問はございますか。(3)から(5)です。

では、議員の先生、どうぞ。

(前野委員)

区議会の前野です。

家庭的保育事業の認可手続について、関連です。

今、白石委員もお話があったように、待機児童ゼロに向かって何でもやっという姿勢が今あると思いますが、家庭的保育事業において、ここ最近、保育ママを生み出す研修が行われていないと思いますが、これについては、今、給食に力を入れなければいけないと、聞いたことは十分わかるのですが、それでも現場では保育ママを希望する、そうした次代を担う若い方々もいらっしゃいますので、そうした研修もぜひ進めていっていただきたいと思いますが、その辺の計画みたいなものはあるのでしょうか。

(酒井副会長)

お願いします。

(菊地子ども施設入園課長)

委員からのご質問に関しまして、子ども施設入園課長の菊地からお答えします。

確かに保育ママを開始したいというご要望や、現在事業をされている方が定年を迎えられて、その事業をどなたかに継承したいというご要望はいただいております。

一方で、待機児童が発生している状況の中、保育ママの入所率の問題がございます。なかなか保護者のニーズと合っておらず、例えば、委員からご指摘がありました給食の提供をしていないというところで、なかなか選ばれないという状況がございます。そのため、現在、新規募集を停止しておりますが、給食の提供につきましても、自園調理や外部搬入、国のモデル事業であるコンソーシアムを活用して検証を行っており、着実に入所率を上げるよう取り組んでおります。

入所率が一定程度上昇することを見極め、また、地域ごとの待機児童の状況などを確認した上で、新規募集の研修等の再開について判断させていただきたいと思っております。

(前野委員)

ありがとうございます。

ぜひ、前向きに募集の方をよろしく願います。

(酒井副会長)

その他の意見を願います。

よろしいでしょうか。

それでは、報告事項の方は終えまして、次に情報連絡事項の方に入りたいと思っております。

(1) から (21) なのですが、これについては、冒頭にご説明しましたとおり、説明は省略させていただきます。

あらかじめ質問は出ておりますでしょうか。

(秋山福祉管理課長)

質問はございません。

(酒井副会長)

それでは、ご質問、ご意見に入りたいと思っておりますので、情報連絡事項について、ご質問、ご意見

をお願いいたします。

多岐にわたりますので、少し間をあけます。

どうぞ。

(奥野委員)

情報連絡5ということで、事前にいただいた14ページの資料の関係でお伺いします。

これは、平成31年度学童保育室の入室申請受付状況ということで資料がつけられています。これとの関連で私にわからないので、教えていただきたいと思っております。

現在は、児童福祉法に基づいて放課後等デイサービスがあって、障がい者は、そちらの方にたくさん行くようになってきているかと思うのですが、この従来からある障がいのないお子さんを対象につくられていました学童保育室のほうには、障がい児の申請というのはもう全くないのか、それともあるのかということと、ある場合には、どのような障がいの方たちが、こちらの学童保育室に来られるのか。そして、ここの学童保育室と放課後等デイサービスの中身、いわゆるプログラムというか活動内容、目的等は違うのかということにわからないので教えていただけたらと思っております。

以上です。

(酒井副会長)

願います。

(山本住区推進課長)

住区推進課長からご回答させていただきます。

足立区の学童保育室では、障がいをお持ちのお子さんも、実際には入室してございます。保育が必要なお子さんの申請をもとに、主に多動とか、障がい名が誤っていたら申し訳ないのですが自閉症などのお子さんが特に多いですが、実際に入室して大丈夫かどうかは、事前に判定委員会を設けて、そこで入室可能という審査を経まして、大体、1室平均お二人ぐらいはいる状況でございます。

放課後デイとの違いというのは、特に決めて

はございませんけれども、とにかく保護者の方から申請がございましたら、判定の上で学童保育室に入室していただいているという状況でございます。

(後藤障がい援護担当課長)

障がい児が通所している放課後等デイサービスについてご説明します。障がい援護担当課長の後藤です。

放課後等デイサービスの場合は、療育の必要性がある方について、区のほうで決定して利用していただいていますので、単なるお預かりというようなことでは、支給の決定をしていないということになっております。

(奥野委員)

それでは、放課後等デイサービスの方は、単にお預かりではないというご説明を、今いただきましたが、そうしますと、放課後等デイサービスのほうは、障がいのあるお子さんの障がい特性に対する特別な支援内容が入っている、リハビリテーション的なものとか学習指導ということに理解したらいいのでしょうか。

(後藤障がい援護担当課長)

障がい援護担当課長です。

委員おっしゃるとおりであります。相談支援事業所が関係しているところでは、サービスの提供の計画を出していただきます。また、ご自分で、ご家族の方でセルフプランを作成できる方については、同様に療育の必要性というのを計画を出していただいておりますので、委員のおっしゃるとおりの利用の仕方をしていただいております。

(奥野委員)

ありがとうございました。

そうしますと、学童保育室も、また、放課後等デイサービスの方も、両方とも、いわゆる利用希望者のニーズはほとんど満たしているということなのでしょうか。

この学童保育室はかなり足りないという感じ

ですよね。放課後等デイサービスは足りていると見たらよろしいのでしょうか。

(酒井副会長)

お願いします。

(山本住区推進課長)

住区推進課長からお答えします。

最近の事例ですが、学童保育室ではとてもお預かりできないという判定結果は、事例がございませんでしたが、入室してから若干乱暴なお子さんとかは、保護者の方とご相談して、障がい児のデイのほうをお勧めしたりといった事例はございます。

以上です。

(後藤障がい援護担当課長)

引き続き、障がい援護担当課長よりお答えします。

放課後等デイサービスにつきましては、必ずしも第一希望のところには入れるというようなことはない場合もありますけれども、施設が足りないというような状況では現在はなく、どこかは利用できるような形になっております。

(奥野委員)

難しいですが、ありがとうございました。

(酒井副会長)

では、議員の委員を含めて意見を、(3)から(5)でお願いいたします。

(島山委員)

島山です。

情報連絡1の資料のほうで、子どもの貧困対策があるのですけれども、ちょっと私のほうで不勉強で申し訳ないのですが、貧困対策について、私のイメージですと、学力を向上させようという対策はよく見るような気がするのですが、それ以外にも貧困対策というのは、どのようなものをとっていらっしゃるのかというのを教えていただけたらと思います。

(酒井副会長)

お願いします。

(山根子どもの貧困対策担当課長)

子どもの貧困対策課長の山根からお答えさせていただきます。

今、委員がおっしゃられたとおり、足立区の子どもの貧困対策につきましては、学び、教育の部分と、暮らしと生活のところの部分とございます。

学び、教育の部分については、学力だけではなく、子供を取り巻く環境、全般的な話の教育の部分を捉えているところもございます。先ほどからお話があります不登校の課題ですとか子供の居場所という形の課題もございます。

また、福祉、健康の部分ということで言いますと、一人親世帯の方々の所得の問題とか、あるいは生活保護世帯の方々の所得の問題という経済的な問題のこともございます。

いろいろな子供の発達の関係とか、そういう意味では総合的な形の課題というのを捉えて、その中で子供の成長の中で、経済的な課題というのがどのような形でかかわってくるのかということを含めて携わっていくような形をしております。

そういう意味では、先ほどの指標のところの中でも、さまざまな指標のところを入れるような形ということで、24の指標という形のものを設定して、その進捗ということを見ていくような形をしております。

なかなか複雑で、多岐にわたっているものですから、わかりづらい面があるかと思いますが、こちらの計画の本編の方もご覧いただくと幸いです。よろしくお願いいたします。

(酒井副会長)

ご質問の委員はよろしいですか。

どうぞ。

(島山委員)

24の指標というのは、どこを見ればわかりますか。

(酒井副会長)

お願いします。

(山根子どもの貧困対策担当課長)

お手元の資料の情報連絡1-1「未来へつなぐあだちプロジェクト」の実施計画の指標の推移という冊子をご覧くださいければと思います。

目次のところがございますけれども、1から24というところで振られているものが足立区で設定している指標ということでございます。

その中が、個別に、今回はグラフにさせていただきましたけれども、経年で、今のところですと3年から4年、スタートさせてから、そのデータのところを掲載させていただいているものでございます。

その中で、学力の部分ですとか養育困難世帯の発生数というものも盛り込むような形を、区のほうで独自に設定をさせていただいております。

(酒井副会長)

よろしいですか。

(島山委員)

ありがとうございました。

(酒井副会長)

では、その他に情報連絡事項につきまして、ご意見、ご質問をどうぞ。

お願いします。

(浅子委員)

区議会議員の浅子です。

ここでいろいろ言ってもしょうがない問題で、前に戻ってしまうかもしれませんが、情報連絡2の後期高齢者医療制度の保険料軽減特例の見直しということで、これは各自自治体でやっているものでもなくて、広域連合という特別な議会で決められてしまうので、本当に悩ましいなと思っているのですが、軽減特例が今度、9割軽減と8.5割軽減が、10月から本則の7割軽減に見直しますという内容なのでございますけれども、かなり大変だなと私たちは思っているのです。

どれぐらいの方々がこの対象になって、軽減

が9割から7割、それから8.5が7割になってしまうのか。ここで問題だと言ってもしょうがないのですけれども、一応、これによって影響を受ける方はどのぐらいいらっしゃるのでしょうか。それだけでも教えてください。

(酒井副会長)

お願いします。

(日吉高齢医療・年金課長)

ただいまの質問に対して、高齢医療・年金課長の日吉からお答えさせていただきます。

今回の保険料軽減特例の見直しの影響の人数ということですが、9割の軽減から7割に戻る方が約19,000人で、8.5割の軽減の方が7割に戻る方も、細かいところでは違いがありますけれども約19,000人ということで、両方とも合わせると約38,000人程度の方が影響を受けるという見込みでございます。

以上です。

(酒井副会長)

お願いします。

(前野委員)

区議会の前野です。

情報連絡の1のところですが、(2)の小中学校の不登校の数ですけれども、平成28年度までは不登校の数が上昇傾向だったのですが、28年から29年にかけての数が減ったというか、都全体では増加傾向ですけれども足立区で減ったというのは、やはりいい結果が出てきているのかなと思いますけれども、この辺、どのように分析されているのか、お伺いしたいと思います

(上遠野こども支援センターげんき所長)

今のご質問につきまして、こども支援センターげんきの方からお答えさせていただきます。

足立区の不登校は、平成24年ぐらいから上昇いたしまして、28年度については1,000を超えたわけですけれども、この間、スクールソーシャルワーカーとかさまざまな人材を配置したり、あと、各学校のほうで初期の段階からかか

わりを持っていこうというような働きかけをやってまいりまして、29年度は減らすことができたと考えております。

したがって、今度は30年度ということになりますけれども、さらに減っていけばいいなということで、今、校内体制なども整えながら、また、私どもげんきのスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなども、校内の委員会などにしっかり入りながら、学校と一緒に取り組んでいくということで、何とか減らしていきたいと努めているところでございます。

(前野委員)

ありがとうございます。

今後、ワーカーについて増やすとか、この辺の不登校対策でアピールできる場所はあるのですか。

(上遠野こども支援センターげんき所長)

引き続き、げんきの方からお答えいたします。

来年度、31年度からは、これまで全てスクールソーシャルワーカーは、拠点は西新井のげんき1カ所だったのですけれども、4月以降、足立区内は、綾瀬と竹の塚と西新井のげんき3拠点到、それぞれスクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーもそちらの方に所属する形にいたしまして、教育相談と一体となりまして、早期から学校の方に近いところに入っていくという体制をとりまして、対応を強化していきたいところでございます。

(酒井副会長)

では、その他はございますか。

お願いします。

(白石委員)

情報連絡1-1の17ページ、18ページを見ますと、虫歯と未処置の虫歯の関係が出ていますけれども、足立区は23区平均より大きく上回っているのです。歯と糖尿病とか、糖尿病と成人病の相関関係というのは長く言われているわけです。虫歯が見つかったら、一日も早

く処置をすれば歯を失わなくて済む。これは、どこの歯医者先生も言うわけですから、そういう意味では、未処置が東京都を大きく上回っているということについては、数字はわかりましたけれども、これを今後、どうして解決しようとしているのですか。どのような方法で解決しようとしているのか。

(酒井副会長)

お願いします。

(山杉衛生管理課長)

衛生管理課長からお答えいたします。

歯科に関しましては、歯科衛生士と定期的な会議をしまして、やはり歯科衛生士の先生方も、子供たちを診療で診たときの歯の状態とか、そういう状況を本来では区の方にも伝えたいと。区の方もその情報を得て、何らかの処置をしたいと、そのような形で定期的に歯科医師会とは連絡をしながら、今後の対応について、今、お話し合いをしているところでございます。

(白石委員)

こういうことを言いたくはないのですが、この種の報告というのは、もう何度か出ているわけです。足立区は東京都23区の数値より常に高いのです。これを何とかしなければということは何度も言って「何とかします」と言っているけれども、結局は解決されていないのです。どこに一体問題があるのか、このことについて、もう少し真剣に考えてくれないと、話し合っていますよというものが10年以上聞いているのです。結果が出ないのに話し合ったことに本当になるのですか。

(酒井副会長)

お願いします。

(松野子ども政策課長)

今回、こちらの報告の方で出ているのは小学生の数値でございますが、実はこの小学校に上がる前の未就学のところで早目に手を打っていかねばというところで、3歳、4歳、5歳の

ところの保育園や幼稚園を通じて、また、そういった施設に通っていない未通園のお子様に対しても歯科検診を実施しているところでございます。

今、その数値が徐々に下がっているというところは見てとれておりますので、まず、そちらの方を進めるとともに、実際に歯医者さんに行かない子、こちらのほうも親御さんに行ってくださいように、特に重篤なケースは個別に訪問をしながら、積極的にそういった取り組みを進めていっているところでございますので、少しお時間がかかる部分はあるかと思いますが、子供の一人一人の歯については、待たなしの部分もございまして、真剣に取り組みをさせていただきたいと考えております。

(酒井副会長)

どうぞ。

(白石委員)

時間がかかると言いますが、時間がかかったら虫歯がどんどん大きくなってしまいますよ。結果的には歯を抜かなければならないということになりかねないのです。そういうことですから、こうした政策というのは、時間との勝負ですから、ちょっとお待ちくださいということではならないと私は思うのです。時間との勝負ですからね。私も虫歯が幾つかありますけれども、割と早目に処置をしましたので、まだ27本が自分の歯ですから。

そういうことを考えると、早く処置をすれば、必ず自分の歯が守れるのですから。一旦抜けてしまえば永久歯は二度と生えてこないわけだから、そういう意味で言えば、時間をちょっとくださいというのは、とても時間をやれない。だから何とか早くやってください。

(酒井副会長)

お願いします。

(松野子ども政策課長)

お時間を頂戴するというのは、数値として結

果が出るのは、少し時間がかからないと数値として出てこないかなという意図でございます。対応といたしましては、本当に直ちに対応しなければいけないというのは、委員と同じ意見でございますので、さっそく進めていきたいと考えております。

(酒井副会長)

その他、ご質問はございますか。
では、お願いします。

(乾委員)

情報連絡1-1の資料の16ページ、17ページにかけてなのですが、16ページの16番「養育困難世帯の発症率」で、「若干の増減はあるものの、上昇傾向にある」とあります。17ページの17の解決率は下がっている。こちら辺のことです。

養育困難世帯の発症率は上がっている。これはどのように考えたほうがよろしいのですか。これは、児童虐待にかかわることだけなのでしょうが、それとも、生活に困難な家庭が増えているということなのでしょうが。

(酒井副会長)

お願いいたします。

(高橋こども家庭支援課長)

こども家庭支援課よりお答えさせていただきます。

児童虐待と養育困難家庭の切り分けなのですが、一つ間違えると児童虐待に至りそうな状況の家庭も多いかなと思っております。

特に、今、特定妊婦さんがお子さんが生まれてという形での支援が増えているような状況もございます。

解決率が少し下がっているような状況でございますが、これは期間をかけている状況でございます。

大体、判断の目安としては、困ったときがあったら、本人からちゃんとSOSを出せるような状況に至ったときは、一つの解決と私たちは考えて

いるのですが、やはり、こちらから介入していかないと、自分からSOSを出せないなという家庭については継続しています。継続して長くかかっている事例が多いというのが現状でございます。

(酒井副会長)

よろしいですか。
それでは、ほかにどうでしょう。
先生、お願いします。

(藤原委員)

東京医科歯科大学の藤原です。いつもお世話になっております。ありがとうございます。

情報連絡の14、15、16で、子ども・子育て支援法第14条に基づく指導検査等の結果についてご報告いただいております、恐らくここに書けないことがきつといっぱいあるのだらうなと思いつつ行間を読んでいました。

このような文書あるいは口頭指導、助言等に至っている状況はよくないと思いますが、まず、こうした文書等で通知をして、注意を呼びかけたというようになっておりますけれども、本当にそれで効果があるのかということについて、罰則等を考えなくていいのかということについて、法制化も含めてどのように検討されているのかということをお聞きしたいです。

もう一つは、何でこのようになっているのかということについて、深彫りの調査をしているのかということについて、お伺いしたいと思います。

3点目は、このように扱われた子供たちが、実際にどのように育っているのかということ、きちんと追跡して調査をしているのかということについて、この3点について伺いたいと思うのですが、よろしく申し上げます。

(酒井副会長)

どなたが答えますか。
お願いします。

(半貫子ども施設指導・支援担当課長)

子ども施設指導・支援担当課長の方からお答えいたします。

まず、1点目、この文書指摘を受けて、呼びかけた結果というところですが、改善されているかどうかにつきましても、報告書を1カ月以内に上げていただいて、その後、改善の確認に、実際に職員が施設の方に伺いまして、状況は確認しているところです。

罰則を考えていないのかというところですが、文書指摘の中でも軽重、重大な部分と軽い部分があることを、今、確認しております。

その中で、文書指摘が重いものに関しましては、特別指導検査で支援法の中にも決められている検査でございますが、その特別指導検査に入っていくような仕組みを整えまして、4月から実際にその仕組みで、行っていく方向で進めているところです。

また、このような扱いがあったところのお子様たちの状況というところですが、実際に指導検査とは別に寄り添い型の実地調査というもので、職員の方が各施設のほうに入っております。その部分で、お子様方にとって影響がある部分については、随時支援をしているような状況でありますので、お子様一人一人のその後の育ちにどういう影響があるかというところは、今後、継続的に見ていく必要があるかなということで、認識はしているところです。

(酒井副会長)

よろしいですか。

では、その他にいかがですか。

先生、どうぞ。

(奥野委員)

奥野です。

情報連絡の7番について、お伺いいたします。

これは「居場所を兼ねた学習支援事業における、科学研究費調査の協力について」ということで、このような調査を東京電機大学等の協力で行うということはすばらしいと、私は思います

けれども、実際にこの調査項目については、既に足立区としてはチェックはなされたのでしょうか。

(酒井副会長)

お願いします。

(秋山福祉管理課長)

本日は、くらしとしごとの相談センターの所長が欠席しておりますので、私、福祉管理課長からお答えさせていただきます。

この調査の内容については、事前に私どものほうで内容を確認させていただいた上で、協力をさせていただくということでございます。

(奥野委員)

ありがとうございます。

実際に調査対象者の方は中学生と保護者であって、そして、生活保護受給世帯とか児童扶養手当受給世帯ということになると、かなりナイーブな問題がいっぱい出てくると思いますので、この調査項目が本当に問題ないかどうかというチェックが非常に重要だと思います。

実際にはこのような研究を行うときには、この東京電機大学の中に、人に関する研究を行うときの研究倫理委員会があつて、それを通過しているかどうかということが非常に重要だと思いますので、この東京電機大学にそのような研究倫理の委員会がない場合には、この足立区役所の中でそういうものを設置して、やはり、この項目が調査を受ける対象者にとって決して失礼にはならないとか、心を傷つけないとか、そういうチェックが非常に重要だと思いますので、お願いしたいと思いました。

以上です。

(酒井副会長)

では、この点は行政のほうでしっかり受けとめていただけてください。

(秋山福祉管理課長)

ご指摘していただいた内容につきましては、私どものほうでしっかりと確認させていただき

たいと思っています。

(酒井副会長)

お願いします。

(山根子どもの貧困対策担当課長)

子どもの貧困対策担当課長の山根でございます。

先ほどのくらしとしごとの相談センターと一緒に、この研究のところについては、ご協力のほうをさせていただくところで立ち会っております。

その中で、先ほど先生のほうでおっしゃっていただきました東京電機大学の倫理委員会のほうにもかけておまして、こちらのところについては、確認を質問項目の部分についても行っております。

また、匿名化という形も含めまして、ここのところについては、しっかりと個人情報のところについても対応していきたいという形で取り扱っておりますので、こちらの結果についても、ご報告とかができればと考えております。

よろしく願いいたします。

(奥野委員)

ありがとうございました。

(酒井副会長)

よろしいでしょうか。

ほぼ、ご質問、ご意見は出たということでよろしいでしょうか。

では、お願いいたします。

(野辺委員)

足立区民生・児童委員協議会の野辺でございます。

情報連絡1-1の18ページの「子どもの朝ごはんの摂取率」というところなのですが、確か「開かれた学校づくり協議会」でも、子供の朝ご飯について、アンケートをとったことがあるのですが、朝ご飯を食べたとあるうち、朝ご飯にジュースとスナック菓子を食べましたというのが何人かいたのですが、やはり、この基準

というのがあると思われまので、やはり、全国の基準に沿って足立区が調査をしたのだと思いますが、その朝ご飯の定義というものがあつたら教えていただきたいと思います。

(酒井副会長)

かなり難しい質問だと思うのですが。

お願いします。

(松野子ども政策課長)

特に定義ということではなく、この調査のときに、朝ご飯を食べていますかというような質問でとっていますので、朝何か食べているかどうかというところで各自ご判断でお答えになっているかと思ひます。

その中身まで詳しく見て、定義で、これが朝ご飯だよ、これ以上食べないと朝ご飯とは言えませんが、そのようなことは特にしておりませんので、申し訳ありませんが、そのあたりも理想的な朝ご飯をお伝えしながらとか、中身のいい朝ご飯をとっていただけるように、工夫は考えていきたいなと思ひます。

(野辺委員)

では、割といいかげんな調査ということになりますね。食べた子にとってはジュースとスナックでも朝ご飯なわけですね。それは朝ご飯とは言えないと思ひます。

(酒井副会長)

非常に重要な質問だと思いますので、この点は、今後、改善していけますか。

(松野子ども政策課長)

やはり中身も大事だと思います。今、食事といっても家族でそれぞれが違ふものを食べたりとか、食事の形態も変わっているということもありますので、食事のとり方、内容ということもあわせていろいろなどお伝えをしていく必要があるかと思ひますので、ご意見を参考にさせていただきます。ありがとうございます。

(酒井副会長)

よろしいでしょうか。

それでは、ご質問、ご意見はほぼ出尽くしたと思いますので、ここで質疑は終了したいと思います。

それでは、事務局のほうに進行をお返ししたいと思います。

(秋山福祉管理課長)

本日は長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございます。

次回の協議会の日程でございます。2019年8月2日、金曜日の開催を予定しております。よろしく願いいたします。開催のご案内につきましては、後日送付させていただきます。

本日、お車でおいでの委員の皆様方には、駐車券のご用意がございますので、受付のほうにお申し出いただきたいと思います。

また、まだ請求書兼口座振替依頼書がお手元にある委員の方は、お帰りの際に提出していただけますよう、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、本日の「地域保健福祉推進協議会」を終了いたします。ありがとうございました。